

新しい肝炎総合対策に関する申し入れ

新しい肝炎総合対策に関しては、平成19年11月26日に、当会から申し入れを行ったところであるが、今般財務省から示された平成20年度政府予算原案では、国と地方公共団体の負担割合が1：1に設定されており、地方公共団体の意見を反映したものとなっておらず、到底容認できないことから、次のとおり再度申し入れる。

- 1 「新しい肝炎総合対策」が検討されてきたのは、薬害被害者の救済を図ることがきっかけであり、これまでの国の政策判断に起因するものであることから、国の責任において、全額国の負担で肝炎総合対策の推進を図ること。
- 2 地方公共団体に生じる事務経費については、必要な財政措置を行うこと。

平成19年12月21日

全 国 知 事 会